令和７年１０月２６日執行

新城市長選挙

資料

新城市議会議員一般選挙

選挙公報掲載申請に

ついての注意事項

新城市選挙管理委員会

目　　　　　　　次

第１　掲載文の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２　掲載文の修正及び撤回・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第３　選挙公報の掲載順序・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第４　音声版選挙公報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

〔様式〕

選挙公報掲載申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

選挙公報掲載文撤回（修正）申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

**第１　掲載文の申請**

**１**候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けることができます。

　この場合、新城市選挙管理委員会（以下「市選管」という。）は、候補者から提出された掲載文原稿を印刷して作成します。

　以下のいずれかの方法で必要書類を作成し、提出してください。

⑴　原稿用紙による提出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 選挙公報掲載申請書 | １部 |
| ② | 選挙公報掲載文原稿用紙※**市選管が交付した原稿用紙で作成**してください。※掲載文を他の用紙に記載又は印刷し、それを原稿用紙の記載欄内に貼り付けても差し支えありません（この場合、しわにならないよう、また、はがれないよう四隅留めとしてください。）。 | １部 |
| ③ | 候補者の写真※背広の第1ボタンが写る程度の上半身、無帽、正面向き及び無背景とし、大きさは縦３．０cm×横２．５cmのもので、鮮明な**白黒写真**としてください。※写真の背景を統一するため、候補者の顔に沿って写真をカットする場合がありますので、候補者の輪郭が鮮明になるよう背景は薄い色としてください。※候補者の写真の焼き増し、プリントにあたっては、光沢のあるつやあり仕上げとしてください。絹目（シルク）では鮮明に印刷されないおそれがあります。※**裏面に候補者の氏名を明記**してください。その際、写真の表面画像に跡が付かないよう注意してください。※写真は、**原稿用紙に貼り付けない**で、別途提出してください。 | １枚 |

⑵　電子データによる提出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | 選挙公報掲載申請書 | １部 |
| ② | 選挙公報掲載文原稿データ※**市選管がＣＤ－ＲＷにて交付した原稿用紙データで作成**してください。※**提出する際の形式は、ＰＤＦ／Ｘ１ａ形式**（アウトライン化（フォントの埋め込み）されたＰＤＦファイル）としてください。※市選管が交付した**原稿用紙データの縦横のサイズを変更しない**でください。提出された原稿用紙データをそのまま印刷しますので、縦横のサイズを変更した場合、既定サイズを超える部分は掲載時に欠けてしまい、縮小した場合は、小さいままで印刷されます。 | １式 |
| ③ | 候補者の写真データ※背広の第1ボタンが写る程度の上半身、無帽、正面向き及び無背景とし、大きさは縦３．０cm×横２．５cmのもので、鮮明な**白黒写真**としてください。※写真の背景を統一するため、候補者の顔に沿って写真をカットする場合がありますので、候補者の輪郭が鮮明になるよう背景は薄い色としてください。※写真データは、**原稿用紙データに貼り付けない**で、別途用意してください。※提出する際の形式は、jpgとしてください。 | １式 |
| 注意事項　１）　画像解像度はグレースケール３５０ｄｐｉ、２階調１２００ｄｐｉを推奨します。　２）　データファイルのタイトルは、次の例により設定してください。　　（例）「新城市長選挙　○○○○（候補者氏名）　選挙公報原稿.pdf」　　（例）「新城市議会議員一般選挙　○○○○（候補者氏名）　選挙公報写真.jpg」　３）　掲載文原稿の電子データ及び写真データは、市選管が交付したＣＤ－ＲＷに保存して提出してください。　４）　掲載文原稿の電子データ及び写真データを保存したＣＤ－ＲＷの表面に、候補者の氏名、提出日を明記してください。 |

**２**掲載申請書の受付は、**告示日（１０月１９日（日））の午前８時３０分から午後５時まで新城市役所 本庁舎４階 会議室**で行います。なお、期限までに申請されない場合は、選挙公報に掲載できません。また、審査の結果、記載事項の一部について訂正していただく場合があります。

**３**告示後できるだけ速やかに選挙公報を選挙人に配布するため、掲載を希望する立候補予定者については、**必ず事前審査時（１０月２日（木）、３日（金））に御提出ください**。

**４**掲載文の記載方法等

⑴　掲載文（氏名欄の氏名を除く。）は、縦書きでも横書きでも差し支えありません。

　⑵　掲載文の記載は、**黒以外の色は使用できません**。

⑶　掲載文原稿の枠線は、選挙公報には印刷されません。

　⑷　記載欄中、右上の**写真欄**は、候補者の写真を配置するため、掲載文を書き入れないでください。

　⑸　記載欄中、右下の**氏名欄**には、**立候補届出書に記載された氏名**（ふりがなを含む。**通称使用の認定を受けた者にあっては、当該通称**。）を**縦書きの文字**（図画、図表、罫線等は使用できません。）で記載してください。氏名、年齢及び所属党派に関すること以外は、記載できません（氏名欄以外であれば、略称、愛称等を記載しても差し支えありません。）。年齢及び所属党派については、記載は自由です。

⑹　年齢は、選挙期日時点の満年齢としてください。

⑺　字数の制限はありません。ただし、著しく小さい文字を使用すると不鮮明になるおそれがあります。

　⑻　写真（写真欄の候補者の顔写真を除く。）は使用できません。

　⑼　**掲載文に図画、図表その他これらに類するものを記載しようとする場合**には、それらの部分に係る面積の合計面積が、**掲載文を記載することのできる面積（写真欄及び氏名欄に係る面積を除く。）の概ね２分の１を超えることはできません**。

　⑽　記載欄の外に記載されたものは、選挙公報には掲載できません。

　　　なお、記載文字等が原稿用紙の記載欄の外枠にかかると、その部分が欠けるおそれがあります。また、外枠まで文字、図画、背景色等を記載されますと、枠線に近い部分は、掲載時に欠けるおそれがあります。

　⑾　掲載文には、他人の名誉を傷つける事項、善良な風俗を害する事項、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする事項等、**選挙公報としての品位を損なうような事項を記載することはできません**。

　⑿　規定に違反した掲載文の申請があったとき、記載した文字が著しく小さいとき、印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるとき等は、候補者に対して当該部分の記載の訂正を求めることがあります。また、これに応じないときは、職権によって訂正することがあります。

　⒀　選挙公報の印刷の体裁については、候補者は指定することができません。

　⒁　掲載文原稿は汚損し、又は破損しないように保管又は持ち運びをしてください。

　⒂　申請の際、提出していただいた書類及び写真は、全て返却しません。

**第２　掲載文の修正及び撤回**

**１**選挙公報への掲載申請後において、掲載文の内容等を修正し、又は撤回しようとするときは、市選管へその旨を申請していただきます。ただし、**告示日（１０月１９日（日））の午後５時経過後は、修正又は撤回の申請をすることはできません**。

**２　修正**をしようとするときは、次の書類を提出してください。

①選挙公報掲載文修正申請書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１部

　②選挙公報掲載文原稿（掲載文原稿用紙又は原稿用紙データで修正後のもの）１部

**３　撤回**をしようとするときは、次の書類を提出してください。

　①選挙公報掲載文撤回申請書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１部

**第３　選挙公報の掲載順序**

**１**選挙公報の掲載順序は、告示日（１０月１９日（日））の午後５時以降に市選管において**くじにより決定**します。

**２**候補者又はその代理人は、くじに立ち会うことができます。

**３**くじの開始時刻までに立ち会う者がないときは、市選管職員を立ち合わせて行います。

**第４　音声版選挙公報**

**１**　視力に障害のある有権者の選挙権行使のため、選挙公報の音声版を作成します。掲載を希望する場合は、次の書類を提出してください。

　①音声版選挙公報原稿用紙　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　1部

　　※選挙公報の掲載文原稿用紙をＡ３に拡大コピーしたものに、読み順を記載し、紙で提出してください。読み順は、１番を所属党派、２番を候補者氏名、３番を年齢とし、４番以降を原稿内容としてください。

※漢字にはふりがなを記載してください。

　　※以下の点に注意しながら事前に原稿の内容を確認してください。

　　　■読み順の確認

　　　■イラストの説明を読み上げるか否か

　　　■経歴を読み上げるか否か

　　　■！や※、文頭の●等の記号は読まない

　　　■「」は読まない

**２**　録音については、以下のとおりです。

　⑴　録音する順序は、印刷版の選挙公報の掲載順序と同じ順序です。

　　　音声版選挙公報の作成を希望しない候補者がいた場合には、当該候補者の次の順位の候補者以降を繰り上げます。

　⑵　録音の媒体はＣＤとし、市長選挙候補者の第１順位の者から最終順位の者まで録音し、引き続き市議会議員候補者の第１順位の者から最終順位の者まで録音します。なお、収録可能な時間数を超過し録音が途切れそうになった場合には次のＣＤを用います。

**３**　第１ ３と同様、掲載を希望する立候補予定者については、**必ず事前審査時（１０月２日（木）、３日（金））に御提出ください**。

**≪参　　考≫**

１　選挙公報掲載文原稿

**【写真欄】**

・候補者の写真を置くため、文字等を記載しないこと（写真を貼らないこと。）。

**【仕切り】**

・枠線部分には、仕切り線等を引かないこと。

**【氏名欄】**

・氏名、年齢及び所属党派に関すること以外は記載しないこと。

・氏名については、立候補届出書に記載された氏名（ふりがなを含む。）を縦書きで記載すること。ただし、通称使用の認定を受けた者については、通称名（ふりがなを含む。）を記載すること。

・年齢を記載する場合は、選挙期日時点の満年齢によること。

|  |
| --- |
| 3.0cm2.5cm |

|  |
| --- |
| 掲載文欄 |

写真欄

|  |
| --- |
| 党派年齢 |

氏名欄

２**氏名欄には、図画、図表及び写真の類は、一切使用できません。**

例）以下のように枠で囲ったものや文字の白抜きは使用できません。

|  |
| --- |
| **○○党****新　城　花　子**写真欄○歳 |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |

写真欄

　　**○○党**

　　**新　城　太　郎**

○歳

３　音声版選挙公報原稿用紙

 　選挙公報の掲載文原稿をＡ３に拡大コピーしたものに、次のとおり読み順及び漢字のふりがなを記載してください。

をりげます！

１．〇〇〇〇〇〇〇

２．〇〇〇〇〇〇〇

写真欄

④

②

①

⑤

**○○**

のげるはこれです。

⑥

⑦

③

50歳

様式第１（第２条関係）

選挙公報掲載申請書

令和　　年　　月　　日

新城市選挙管理委員会委員長

　　　　　太　田　研　司　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　新城市長

選挙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　新城市議会議員一般

　　　　　　　　　　　　　　候補者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　令和７年１０月２６日執行の　　　　　　　　　　　選挙において、新城市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第３条の規定により選挙公報の掲載を受けたいので、次のとおり申請します。

新城市長

新城市議会議員一般

１　掲載文　　　別添のとおり

２　写真　　　　別添のとおり

備考

　１　掲載文の原稿用紙（電磁的記録を含む。）は、選挙管理委員会が交付し、又は提供したものを使用すること。

　２　この申請書は、選挙の期日の告示のあった日の午前８時３０分から午後５時までの間に提出すること。

様式第３（第５条関係）

選挙公報掲載文撤回（修正）申請書

令和　　年　　月　　日

新城市選挙管理委員会委員長

　　　　　太　田　研　司　様

　　　　　　　　　　　　　　候補者　氏　　名

新城市長

新城市議会議員一般

　令和７年　　月　　日に申請しました令和７年１０月２６日執行の　　　　　　　　　　選挙における選挙公報の掲載文を撤回（別紙のとおり修正）したいので申請します。